破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号

札幌市東区伏古８条４丁目７番22号
清算株式会社　株式会社三和部品
代表清算人　茂田　晃男

１　決定年月日　令和７年８月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第３０２１号

大阪府東大阪市高井田西３丁目９番25号
清算株式会社　ＮＫ株式会社

１　決定年月日　令和７年８月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３１号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ダイエー
代表清算人　浅野　哲洋

１　決定年月日　令和７年８月４日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社ダイエー（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。